第八条　関税割当制度に関する政令の一部を次のように改正する。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部改正）

第九条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の表脱脂粉乳の項中「、中学校（」を「（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び」に改める。

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部改正）

第十条　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号及び第六条第三号中「もち」を「餅」に、「育児食用若しくは食餌療法用」を「乳幼児用若しくは食餌療法用」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

第十一条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項中「含む。）に」を「含む。）及び通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第四十条の二に」に改める。

（関税等不服審査会令の一部改正）

第十二条　関税等不服審査会令（平成十二年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十一条第一号（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十一条（特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第三号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）若しくは他の関税に関する法律又は通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の規定による財務大臣又は税関長の処分（関税法第六十九条の二第三項（輸出してはならない貨物）又は第六十九条の十一第三項（輸入してはならない貨物）の規定による通知を除く。）

二　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）又は特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定によるとん税又は特別とん税の確定又は徴収に関する処分

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中関税法施行令第六十二条の十の改正規定、同令第六十二条の十一（見出しを含む。）の改正規定、同令第六十二条の十六の改正規定、同令第六十二条の二十七の改正規定及び同令第六十二条の二十八（見出しを含む。）の改正規定　平成二十八年六月一日

二　第一条中関税法施行令第九条（見出しを含む。）の改正規定、同条に四項を加える改正規定（同条第四項から第六項までを加える部分に限る。）、同令第九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同令第九条の三の改正規定（同条第二号中「第十二条第八項第一号」を「第十二条第九項第一号」に改める部分を除く。）、同令第九条の四の改正規定及び同令第九条の五の改正規定並びに第二条、第四条、第八条及び第十条の規定　平成二十九年一月一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　**裕**
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

土地改良法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百六十九号

土地改良法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項第一号、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項及び第六項、第九十条第一項から第三項まで、第五項及び第九項並びに第百二十六条並びに独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地改良法施行令の一部改正）

第一条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「すべて」を「全て」に改め、同条第五号イ中「で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの」を「（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）」に改める。

第五十条第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同項第一号の三中「第十項」を「第十一項」に改め、同条第四項中「行うもの」の下に「（樹園地を受益地とするもの又は地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うもの（以下この項において「樹園地基盤整備事業等」という。）を除く。）」を加え、「樹園地を受益地とするもの」を「樹園地基盤整備事業等」に改め、同項第二号中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8　法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第六項の規定により都道府県が農用地災害防止ため池整備計画（ため池が農用地の災害を防止するため必要な地域又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してため池がぜい弱化したため決壊その他の事故により災害が生ずるおそれがある地域におけるため池の廃止若しくは変更又は当該ため池に代わるため池の新設であつて、農業用用排水施設の新設、廃止又は変更と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の農用地の保全に寄与することが明らかである土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業を併せ行うものに該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね十ヘクタール以上となるものでなければならない。

一　ため池の廃止若しくは変更又は当該ため池に代わるため池の新設

二　農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

第五十条の二の二第二項に次の一号を加える。

五　当該施設更新事業が農用地災害防止ため池整備計画に従つて行うものである場合にあつては、第五十条第八項各号に掲げる事業を併せ行うものに該当し、かつ、当該施設更新事業に係る受益地の地積の合計がおおむね十ヘクタール以上となるものであること。

第五十条の二の二第三項中「第五十条第十項及び第十一項」を「第五十条第十一項及び第十二項」に改める。

第五十二条の二第一項第一号及び第三項第二号中「年五分」を「国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率」に改める。

第五十三条第二項本文中「すべて」を「全て」に、「年五分」を「国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に改める。